

## 住所及び氏名変更申請の住民票の当面の取扱いについて

## 住民票は「マイナンバー」の記載のないものを提出してください

住所・氏名変更申請を含む、新規加入申請以外の各種届出に関しては、諸般の事情により当面の間「マイナンバー」を記載しない取扱いにさせていただきました。

このため、住所・氏名変更の届出に添付頂く住民票を取得する際にも、「マイナンバー」省略の住民票を申請取得いただくようお願いいたします。

尚、既存の被保険者の「マイナンバー」の提出方法や時期を含む、今後のマイナンバー関連情報に関しては、別途当組合のホームページ等でお知らせいたします。

住民表(例)				※マイナンバー(個人番号)省略(例)	
氏名	美容 太郎		個人番号	省略	
生年月日	平成2年4月4日	性別	男	続柄	世帯主
住所	東京都新宿区西新宿2丁目1番1号		本籍	省略	
世帯主	美容 一郎		筆頭者	省略	
	平成28年1月1日 東京都渋谷区代々木1丁目56番4号から転居 平成28年1月5日 転居届出				
この写しは、世帯全体の住民票の原本と相違ないことを証明する。					
平成28年1月5日					